

定

款

豊田合成株式会社

豊 田 合 成 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、豊田合成株式会社と称し、英文では、TOYODA GOSEI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車用および各種輸送機器用部品の開発・製造・販売
- (2) 産業用機器およびその部品の開発・製造・販売
- (3) 家庭用品およびその部品の開発・製造・販売
- (4) 住宅機器およびその部品の開発・製造・販売
- (5) 医療用・衛生用・介護用機器ならびにそれらの部品の開発・製造・販売
- (6) スポーツ用品ならびにヘルスケア機器およびその部品の開発・製造・販売
- (7) 半導体・半導体応用製品および電気・電子部品の開発・製造・販売
- (8) 情報処理・情報通信・情報提供に関する機器・システムおよびソフトウェアの開発・製造・販売・賃貸
- (9) エネルギー関連機器の開発・製造・販売ならびに各種エネルギーの供給・販売
- (10) 防災製品およびその部品の開発・製造・販売
- (11) 運送業、荷役業、倉庫業、工場・ビルメンテナンス業、土木建築業、緑化造園業および農業
- (12) スポーツチームの運営およびスポーツ施設の運営・管理
- (13) 前各号に関する材料・資材・再生材および応用製品の開発・製造・販売
- (14) 前各号に関する生産設備および金型・治工具の開発・製造・販売
- (15) 前各号に関するサービス・エンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
- (16) 前各号に付帯関連する一切の業務・投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県清須市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号の規定に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手續等を含む）については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集す

る。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2. 社長にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、取締役または執行役員がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当社の株主1名に限る。

2. 前項の場合において株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第17条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総

会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

(役付取締役等)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名および取締役副会長若干名を選定することができる。また、取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から社長1名および副社長若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。

(執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

(相談役)

第23条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。

(取締役会)

第24条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対し、通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第28条 当会社の監査役は、8名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 監査役会を招集するときは、会日の3日前までに、各監査役に対し、通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第36条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

2. 当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、前各項のほか、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号の規定に掲げる事項を、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
4. 未払いの金銭による剰余金の配当（以下配当金という）には、利息を付さないものとする。

(配当金の支払免除)

第37条 配当金は、支払提供の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。

以 上